

ファミリー・フレンドリー表彰を巡って

株式会社グッドバンカー
リサーチチーム

厚生労働省では、「仕事と家庭を考える月間」の10月に例年「ファミリー・フレンドリー企業表彰」を行っています。平成11年度に始まったこの制度は、仕事と家庭の両立に向けた取り組みを積極的に推進し、ほかの企業の規範と認められる企業を表彰するものです。今年度は、「厚生労働大臣優良賞」にソニー、東芝、松下電器産業の3社が、そして「厚生労働大臣努力賞」にはヤマハが選ばれました。また、大臣賞に準ずる企業として全国39の企業が「都道府県労働局長賞」を受賞しました。

ファミリー・フレンドリー企業として表彰されるこのような企業では、法定を上回る育児・介護休業制度や、多様で柔軟な働き方ができる勤務制度（短時間勤務、フレックスタイムなど）の設定、育児・介護サービス利用料の援助措置などの幅広い手当のほか、これらの制度が男女従業員によって実際に利用されている状況などが紹介されています。

企業にとって、仕事と家庭の両立を通じて人々がいきいきと働ける環境づくりは、経営課題の一つとしてとらえられ、ファミリー・フレンドリーな施策も、人材の確保や企業イメージの向上など長期的な企業価値へのポジティブな影響について考えられ始めたようです。私たちは、日頃の企業訪問などを通じて、このような考え方が業種・規模を問わず、多くの企業に受け入れられつつあることを実感しています。

実際、平成16年度に、全国の労働局雇用均等室（男女雇用機会均等法についての周知徹底などを目的に都道府県に設置）に寄せられた育児・介護休業法に関する相談は66,588件にのぼっています（うち育児：70.7%、介護：28.8%）。相談に関するこの内容別では、育児休業に関するものが28.8%と一番多く、次いで介護休業の14.0%となっています。さらに、働く人々の側からみた状況として、この3月に厚生労働省が発表した「平成16年版働く女性の実情」では、残念ながら、全般的に子育て期の女性の就業は、依然として厳しい状況にあると判断しています。一方で、ここ数年、仕事と育児の両立支援策や保育施設が充実する中で明るい点も見られるとして、「正社員のうち6歳未満の子を有する女性の割合が上昇し始めている」と振り返っています。いずれにしても、政府としては、育児・介護を中心とするインフラ整備をさらに進めると同時に、企業側では、引き続き仕事と家庭が両立しやすい企業文化の醸成に努力する必要があるでしょう。